

議案第40号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

総社市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年総社市条例第163号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、電子証明書が記録された移動端末設備を使用した印鑑登録証明書等の取得が可能となることから、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

総社市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年総社市条例第163号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら印鑑登録申請をした場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証その他の規則で定める本人確認書類</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、自己の有効な利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する利用</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら印鑑登録申請をした場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、運転免許証その他の規則で定める本人確認書類</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、自己の有効な利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する利用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>者証明用電子証明書をいう。)を用いて、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)その他の必要事項を入力することにより、印鑑登録の交付を受けることができる。</p>	<p>者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カードを用いて、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)その他の必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。